平成２２年（家）第５７１１号
新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地１
申立人　新潟縣信用組合
本籍新潟県小千谷市東栄１丁目乙724番地３、最後の住所新潟県小千谷市東栄１丁目５番７号、死亡の場所新潟県小千谷市、死亡年月日平成21年11月４日、出生の場所新潟県北魚沼郡山辺村、出生年月日大正６年10月31日、職業書籍小売販売
被相続人　亡　関　　裕
新潟県新潟市中央区学校町通二番町598番地ハイツロベリア301号、事務所新潟県新潟市中央区医学町通二番町74番地　バンビル801号室　弁護士法人バンビル法律事務所
相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹
新潟家庭裁判所長岡支部

平成２２年（家）第１２３６号
山梨県南アルプス市小笠原376番地
申立人　南アルプス市
本籍山梨県南アルプス市寺部706番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所山梨県南アルプス市、死亡年月日平成22年３月日時不詳、出生の場所山梨県中巨摩郡三恵村、出生年月日昭和22年６月20日、職業不詳
被相続人　亡　鈴木　長壽
事務所山梨県甲府市宝２丁目３番４号　内田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　内田　　清
甲府家庭裁判所

平成２２年（家）第２３８４号
兵庫県西宮市六湛寺町10番３号
申立人　西宮市長　河野　昌弘
本籍京都府舞鶴市字野原908番地、最後の住所兵庫県西宮市仁川町２丁目１番21―502号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日平成21年１月７日、出生の場所愛知県名古屋市中区、出生年月日大正８年10月13日、職業無職
被相続人　亡　柴田　淑子
事務所兵庫県西宮市甲子園口１丁目13番25号ノーブルライフ甲子園口102号
相続財産管理人　司法書士　小山　寛樹
神戸家庭裁判所尼崎支部

平成２２年（家）第２３８５号
兵庫県西宮市六湛寺町10番３号
申立人　西宮市長　河野　昌弘
本籍兵庫県西宮市高畑町２番、最後の住所兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番１―503号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日平成20年10月11日、出生の場所満州国奉天省遼陽市、出生年月日昭和15年12月11日、職業無職
被相続人　亡　池田　維史
事務所兵庫県西宮市甲子園口１丁目13番25号ノーブルライフ甲子園口102号
相続財産管理人　司法書士　小山　寛樹
神戸家庭裁判所尼崎支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２２年（家）第２５１号
青森県三沢市六川目３丁目1080番地
申立人　畑内　太一
本籍青森県三沢市六川目３丁目145番地251号、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　畑内　達也
昭和43年11月18日生
公示催告期間満了日　平成23年４月18日
青森家庭裁判所十和田支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１９１７号
広島市西区三篠町２丁目３番14号
債務者　株式会社安芸折詰センター
代表者代表取締役　尾川　英司
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　和俊
4　破産債権の届出期間　平成23年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２９６号
滋賀県犬上郡多賀町大字中川原122番地
債務者　宮川　治行
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野貴子
4　破産債権の届出期間　平成23年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３０３号
滋賀県近江八幡市西庄町765番地２
債務者　志村喜久雄
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　靖
4　破産債権の届出期間　平成23年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６３号
京都府舞鶴市倉梯町８番地４
債務者　村田　博司
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　破産債権の届出期間　平成23年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
京都府舞鶴市倉梯町８番地４
債務者　村田千鶴子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　破産債権の届出期間　平成23年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
群馬県高崎市剣崎町1251番地１
債務者　秋本　精一
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横地　宏紀
4　破産債権の届出期間　平成23年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５４５号
愛知県一宮市浅野字内浦１番地　ロフティ浅野501号
債務者　森　　嘉仁
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　明典
4　破産債権の届出期間　平成23年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６５号
京都府舞鶴市溝尻町24番地１―101号
債務者　村田　篤司
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　破産債権の届出期間　平成23年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係